

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
3月3日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

保安林予定森林 (山口市) (森林整備課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 三

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

○公告

令和2年度前期実施技能検定試験の実施 (労働政策課) 四

令和2年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施 (労働政策課) 八

周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 一

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 一

山口県告示第五十七号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和2年3月3日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月3日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社アストム
住 所 東京都港区西新橋二丁目六番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社アストム
所在地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (m^2 /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
四六一イ (三基)	一八五	令和二、 四、一	令和二、 六、三〇	令和二、 七、一	断 続 四時 間
〃	一三五	〃	〃	〃	変 動 な し
四六一イ (二基)	二五〇	〃	〃	〃	〃
四六一イ	五〇〇	令和三、 四、一	令和三、 六、三〇	令和三、 七、一	連 続 二四時 間

備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

排水口	通	常	水素イオン濃度	通	常	最大	化学的酸素要求量	通	常	最大	浮遊物質量	通	常	最大	鉍油類	通	常	最大	素	通	常	最大	燐	通	常	最大	排水の一日当たりの量 (m³)
			(水素指数)				(mg/l)				(mg/l)				(mg/l)				(mg/l)								

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

P H 調整槽	種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
処理後	七	八・五	〃	〃	〃
処理前	三	六・六	一七・八	二〇・二	三〇〇
			〃	三	六二六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

P H 調整槽	種 類	構 造	能 力 (m³/日)	処理の方式	間使用時間	連 続	の一日当たりの使用時間	変 動 な し	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
										年 月 日	年 月 日	年 月 日
コンクリート製			六一六	中 和			二 四 時 間			(既)		(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	通	常	最	大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m³)
四六一イ				一	六	二〇〇
四六一イ (二基)				三	五	六〇
〃				七	〃	〃
四六一イ (三基)				三	四	九〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排水口	七	八・五	八	一七・八	二〇・二	三	二〇	二	一八・五	一八・五	〇・三二	〇・七六	三〇〇	六一六
-------	-----	---	-----	---	------	------	---	----	---	------	------	------	------	-----	-----

山口県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和二年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市上宇野令字七曲り一四六七から一四七一まで、字折屋一〇五八二から一〇五八五まで、一〇五八七の一、字山ノ神一〇五九二、字滝口一〇五九三から一〇五九五まで、一〇五九五第一、一〇五九六、一〇五九六第一、一〇五九七から一〇六〇〇まで、一〇六〇一の一、字大平一〇六〇四、字釜ヶ浴一〇六四〇、字七回り一〇六四二から一〇六四六まで、字上ヶ原一〇六四七から一〇六四九まで、一〇六五〇の一、一〇六五二、字中ヶ原一〇六五二から一〇六五四まで、字大浴一〇六五七、一〇六六一、字馬ヶ脊一〇六六三の一、一〇六六四、一〇六六五の二、一〇六七〇の二、一〇六七五、一〇六七六、一〇六七八、一〇六七九の二、字長尾一〇六七七、一〇六八〇、一〇六八一の一、一〇六八一の二、一〇六八二から一〇六八四まで、一〇六八六、字西村一〇六八八から一〇六九二まで、一〇六九三第一、一〇六九四、一〇六九五、字畔高一〇七〇〇、字七囲り一一一三七から一一一四二まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 三二六号
道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山陽小野田市大字厚狭字中山五〇八六の一地先から同大字字上ノ久保五一三五の三地先まで	最狭 一一三・〇 最広 三三・九	最狭 一〇四・八	一一三・〇	一〇四・八	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 新山口停車場長谷線
道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市小郡下郷字西巻ノ割三三三五の二地先から同市小郡下郷字下松南三三〇七地先まで	最狭 二一・八 最広 二五・二	最狭 二一・〇 最広 二一・八	二一・〇	二二五・四	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道

路線名 江崎陶線
道路の区域

区間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備考
新	旧	最狭 三二・五	最狭 一七・〇	最狭 三一・五	九二・六	道路改良工事の完了による。

山口県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和二年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三一六号	山陽小野田市大字厚狭字中山五〇八六の一地先から同大字字上ノ久保五二三五の三地先まで	令和二年三月四日
新山口停車場長谷線	山口市小郡下郷字渡り上式一二五八の一地先から同市小郡下郷字下松南二二九九の一地先まで	令和二年三月二十日
江崎陶線	山口市小郡下郷字下開作二二二二の一地先から同市小郡下郷字番屋下一二四一の一地先まで	令和二年三月二十日



(三七) 令和二年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和二年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和二年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職種	試験科目
園芸装飾 室内園芸装飾	造園工事
造園	造園工事
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
金属熱処理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 数値制御フライス盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 マシンングセンタ
機械加工	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工
放電加工	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	製缶 構造物鉄工

左官	とび	清酒製造	石張り 石積み	射出成形	オフセット印刷	木製建具手加工	家具手加工	婦人子供注文服製作	建設機械整備	機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装	産業車両整備	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	切削工具研削	仕上げ	工場板金	建築板金
左官	とび	清酒製造	石張り 石積み	射出成形	オフセット印刷	木製建具手加工	家具手加工	婦人子供注文服製作	建設機械整備	機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装	産業車両整備	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	工作機械用切削工具研削	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金 ダクト板金

職種	試験科目	2 三級の技能検定	タイル張り	畳製作	防水施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	表装	塗装	フラワー装飾	造園	造園工事	金属熱処理	機械加工	工場板金	仕上げ
試験科目	タイル張り	畳製作	ウレタンゴム系塗膜防水工事 アクリルゴム系塗膜防水工事 シリコン防水工事 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事 FRP防水工事	鋼製下地工事 木質系床仕上げ工事 ボンド仕上げ工事 化粧フィルム工事	ビル用サッシ施工	壁装	木工塗装 建築塗装 金属塗装	フラワー装飾	造園工事	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 平面研削盤 マシンニングセンタ	曲げ板金 打出し板金	機械組立仕上げ	造園工事	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 平面研削盤 マシンニングセンタ	曲げ板金 打出し板金	機械組立仕上げ	仕上げ

造園 成形 とび 防水施工 金属熱処理 金属プレス加工 サッシ施工 塗装	金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 プラスチック	令和二年八月二十三日 (日曜日)
職	種	実施期日
<p>3 単一等級の技能検定</p> <p>試験の方法 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。 二 試験の期日 (一) 実技試験 令和二年六月八日(月曜日)から同年九月十三日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日 (二) 学科試験 1 一級及び二級の技能検定</p>		
産 業 洗 浄	路面標示施工 溶融ペイントハンドマーカー工事 高圧洗浄	職 種 試 験 科 目
機 械 検 査	電子機器組立て 電子機器組立て	機 械 検 査
建 築 大 工	大工工事	建 築 大 工
と び	とび	と び
左 官	左官	左 官
化 学 分 析	化学分析	化 学 分 析
塗 装	金属塗装	塗 装
フ ラ ワ ー 装 飾	フラワー装飾	フ ラ ワ ー 装 飾

園芸装飾 器具研削 タイル張り	電機機器組立て 熱絶縁施工 表装	放電加工 建築板金 フラワー装飾	工場板金 仕上げ 塗装 フラワー装飾	電子機 器組立て 仕上げ 塗装 フラワー装飾	令和二年八月二十三日 (日曜日)
職	種	職	種	種	実施期日
<p>2 三級の技能検定</p> <p>3 単一等級の技能検定</p> <p>試験の場所 山口県職業能力開発協会が指定する場所 四 受検資格 (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。 (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。 (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。 (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。 五 受検申請書の受付期間 令和二年四月六日(月曜日)から同月十七日(金曜日)まで(郵送の場合は、四月</p>					
産業洗浄	路面標示施工	職	種	種	実施期日
機 械 加 工 人子供服 上げ施工	鉄工 製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕	機 械 加 工 人子供服 上げ施工	機 械 加 工 人子供服 上げ施工	機 械 加 工 人子供服 上げ施工	令和二年八月三十日 (日曜日)
園芸装飾 具研削 タイル張り	電機機器組立て 熱絶縁施工 表装	園芸装飾 器具研削 タイル張り	電機機器組立て 熱絶縁施工 表装	放電加工 建築板金 フラワー装飾	令和二年九月六日 (日曜日)
園芸装飾 器具研削 タイル張り	電機機器組立て 熱絶縁施工 表装	放電加工 建築板金 フラワー装飾	工場板金 仕上げ 塗装 フラワー装飾	電子機 器組立て 仕上げ 塗装 フラワー装飾	令和二年七月十二日 (日曜日)
園芸装飾 器具研削 タイル張り	電機機器組立て 熱絶縁施工 表装	放電加工 建築板金 フラワー装飾	工場板金 仕上げ 塗装 フラワー装飾	電子機 器組立て 仕上げ 塗装 フラワー装飾	令和二年八月二十三日 (日曜日)

十七日までの消印のあるものは、有効とする。

六 受検申請書等の提出先
山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三一〇〇五一）
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円
(二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 一級の技能検定

職	種	手数料
婦人子供服製造		一万五千百円
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 金属熱処理 仕上げ 機械加工 切削工具研削 放電加工 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 器具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル 張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗	二万八千二百円	

2 二級の技能検定（受検者が令和二年四月一日現在において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。以下同じ。）である場合）

職	種	手数料
婦人子供服製造		六千百円
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 金属熱処理 仕上げ 機械加工 切削工具研削 放電加工 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 器具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル 張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗	九千二百円	

3 二級の技能検定（受検者が令和二年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

職	種	手数料
婦人子供服製造		一万五千百円
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 金属熱処理 仕上げ 機械加工 切削工具研削 放電加工 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 器具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル 張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗	二万八千二百円	

4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和二年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 金属熱処理 仕上げ 機械加工 切削工具研削 放電加工 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 器具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル 張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗		二千九百円

5 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和二年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 金属熱処理 仕上げ 機械加工 切削工具研削 放電加工 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 器具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル 張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗		五千円

6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和二年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 金属熱処理 仕上げ 機械加工 切削工具研削 放電加工 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 器具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル 張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗		六千百円
機械検査		六千百円
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 金属熱処理 仕上げ 機械加工 切削工具研削 放電加工 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 器具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル 張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗		九千二百円

7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和二年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

職 種	手 数 料
機械検査	一万五千円
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	一万八千二百円

8 単一等級の技能検定

職 種	手 数 料
路面標示施工 産業洗浄	一万八千二百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和二年六月一日（月曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては令和二年八月二十八日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年十月二日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(三八) 令和二年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和二年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験を次のとおり実施します。

令和二年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施二級の技能検定

随時実施二級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職 種	試 験 科 目
と び	と び
鉄 筋 施 工	鉄筋組立て
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事

2 随時実施三級の技能検定

随時実施三級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職 種	試 験 科 目
鑄 造	鑄鉄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造
機 械 加 工	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 マシンニングセンタ
金 属 プ レ ス 加 工	金属プレス
鉄 工	構造物鉄工

左官	とび	大工工事	かまぼこ製品製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	射出成形 ブロー成形	圧縮成形	オフセット印刷	印刷箱打抜き	家具手加工	婦人子供既製服縫製	冷凍空気調和機器施工	電気機器組立て 配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	機械検査	仕上り 治具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	めっき	工場板金	建築板金	内外装板金 ダクト板金
----	----	------	----------	-----------------	------	---------------	------	---------	--------	-------	-----------	------------	-----------------------	---------	------	----------------------------------	-----	------	------	----------------

工業包装	塗装 建築塗装 金属塗装 噴霧塗装	サッシ施工 ビル用サッシ施工	熱絶縁施工 保温保冷工事	内装仕上げ施工 ボード仕上げ工事	防水施工 シーリング防水工事	コンクリート圧送施工 コンクリート圧送工事	鉄筋施工 鉄筋組立て	型枠施工 型枠工事	配管 建築配管 プラント配管	タイル張り タイル張り
------	----------------------------	-------------------	-----------------	---------------------	-------------------	--------------------------	---------------	--------------	----------------------	----------------

3 基礎級の技能検定

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供既製服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

とび 鉄筋施工 コンクリート圧送施工	職 種	手数料
<p>山口県職業能力開発協会が指定する日 試験の場所 山口県職業能力開発協会が指定する場所</p> <p>四 受検資格 (一) 随時実施二級の技能検定 受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定に合格した者であること。 (二) 随時実施三級の技能検定 受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。 (三) 基礎級の技能検定 法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十四条の五に規定する者であること。</p> <p>五 受検申請書の受付 随時受け付ける。</p> <p>六 受検申請書の提出先 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三〇〇五二) 山口県職業能力開発協会</p> <p>七 提出書類 (一) 随時実施二級の技能検定 受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書の写し (二) 随時実施三級の技能検定 受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し (三) 基礎級の技能検定 受検申請書 受検手数料</p> <p>八 受検手数料 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。 (一) 学科試験にあつては、三千百円 (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額 1 随時実施二級の技能検定</p>		

<p>九 問題の通知 実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。</p> <p>十 合格者の発表等</p>	<p>2 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生である場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>職</td> <td>種</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>機械検査 婦人子供服製造</td> <td></td> <td>五千円</td> </tr> </table>	職	種	手数料	機械検査 婦人子供服製造		五千円	<p>3 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>職</td> <td>種</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>機械検査 婦人子供服製造</td> <td></td> <td>五千円</td> </tr> <tr> <td>鑄造 電子機器組立 コンクリート製造 鉄筋施工 サッシ施工</td> <td>機械加工 金属プレス加工 電気機器組立 印刷 プラスチック コンクリート圧送 塗装 工業包装</td> <td>六千円</td> </tr> </table>	職	種	手数料	機械検査 婦人子供服製造		五千円	鑄造 電子機器組立 コンクリート製造 鉄筋施工 サッシ施工	機械加工 金属プレス加工 電気機器組立 印刷 プラスチック コンクリート圧送 塗装 工業包装	六千円	<p>4 基礎級の技能検定</p> <table border="1"> <tr> <td>職</td> <td>種</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>機械検査 婦人子供服製造</td> <td>鑄造 鍛造 機械加工 アルミ ブリウム 陽極酸化 配板 帆布 冷空 布はく 縫製 強化 染色 ニット 製品 電子機器組立 製品 電</td> <td>一万五千円</td> </tr> </table>	職	種	手数料	機械検査 婦人子供服製造	鑄造 鍛造 機械加工 アルミ ブリウム 陽極酸化 配板 帆布 冷空 布はく 縫製 強化 染色 ニット 製品 電子機器組立 製品 電	一万五千円	<table border="1"> <tr> <td>職</td> <td>種</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>鑄造 電子機器組立 コンクリート製造 鉄筋施工 サッシ施工</td> <td>機械加工 金属プレス加工 電気機器組立 印刷 プラスチック コンクリート圧送 塗装 工業包装</td> <td>一万五千円</td> </tr> </table>	職	種	手数料	鑄造 電子機器組立 コンクリート製造 鉄筋施工 サッシ施工	機械加工 金属プレス加工 電気機器組立 印刷 プラスチック コンクリート圧送 塗装 工業包装	一万五千円
職	種	手数料																													
機械検査 婦人子供服製造		五千円																													
職	種	手数料																													
機械検査 婦人子供服製造		五千円																													
鑄造 電子機器組立 コンクリート製造 鉄筋施工 サッシ施工	機械加工 金属プレス加工 電気機器組立 印刷 プラスチック コンクリート圧送 塗装 工業包装	六千円																													
職	種	手数料																													
機械検査 婦人子供服製造	鑄造 鍛造 機械加工 アルミ ブリウム 陽極酸化 配板 帆布 冷空 布はく 縫製 強化 染色 ニット 製品 電子機器組立 製品 電	一万五千円																													
職	種	手数料																													
鑄造 電子機器組立 コンクリート製造 鉄筋施工 サッシ施工	機械加工 金属プレス加工 電気機器組立 印刷 プラスチック コンクリート圧送 塗装 工業包装	一万五千円																													

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」、「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎級技能検定試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(三九) 周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年三月三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 一 開催の日時
令和二年四月二十二日（水曜日）午後七時
- 二 開催の場所
周南市岐山通一丁目一
周南市役所
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
 - (一) 変更する周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
次のとおりとする。
 - (二) 変更する周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
次のとおりとする。
 - (三) 変更する周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年四月十五日（水曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年四月十五日までの消印のあるものに限りま。

- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べるため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三―三七三三）にしてください。

- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

- 山口市滝町一番一号
 - 山口県土木建築部都市計画課
 - 周南市毛利町二丁目三八
 - 周南土木建築事務所
 - 下松市大手町三丁目三番三号
 - 下松市建設部都市整備課
 - 光市中央六丁目一番一号
 - 光市建設部都市政策課
 - 周南市岐山通一丁目一
 - 周南市都市整備部都市政策課
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(四〇) 令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせ

ます。

令和二年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

区分	科目		日	時
	製設 図計	学 科		
二級建築士 試験	製設 図計	学 科	令和二年七月五日(日曜日)	午前十時十分から午後五時二十分 まで
	製設 図計	学 科	令和二年九月十三日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで
木造建築士 試験	製設 図計	学 科	令和二年七月十二日(日曜日)	午前十時十分から午後五時二十 分まで
	製設 図計	学 科	令和二年十月十一日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二

山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

四 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受付場所における受験の申込み

(一) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年四月九日(木曜日)から同月十三日(月曜日)までの午前十時から午後

五時まで

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号

山口県建築士会館

(三) 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館において本人が直接提出すること。

六 郵送による受験の申込み

(一) 受験の申込みの受付期間

令和二年三月二十五日(水曜日)から同月三十一日(火曜日)まで(令和二年三月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

(二) 受験申込書の提出方法

必ず簡易書留とし、東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇二一〇〇九四)宛に送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、公益財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年四月十三日(月曜日)午前十時から同月二十日(月曜日)午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

令和二年八月二十五日(火曜日)頃

2 木造建築士試験

令和二年九月八日(火曜日)頃

(二) 最終合格者

令和二年十二月三日(木曜日)頃

九 その他

(一) 受験要領、受験申込書等の配布は、令和二年三月十六日(月曜日)から同年四月十三日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)次の場所において行う。ただし、一般社団法人山口県建築士会においては、同月十一日(土曜日)及び同月十二日(日曜日)についても配布を行う。

配布場所	所在地
一般社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
山口県建築士会館	山口県建築士会館
山口県建築士会岩国支部	岩国市元町三丁目二番一号

<p>山口県建築士会柳井支部</p> <p>山口県建築士会防府支部</p> <p>下関市都市整備部建築指導課</p> <p>宇部市都市整備部建築指導課</p> <p>萩市土木建築部建築課</p> <p>下松市建設部住宅建築課</p> <p>光市建設部建築住宅課</p> <p>長門市建設部建築住宅課</p> <p>周南市都市整備部建築指導課</p> <p>山陽小野田市建設部建築住宅課</p>	<p>株式会社菊重設計事務所内</p> <p>柳井市伊保庄四九〇七</p> <p>井森工業株式会社内</p> <p>防府市大字新田二〇三三の一</p> <p>株式会社防府建設事務センター内</p> <p>下関市南部町一番一号</p> <p>宇部市常盤町一丁目七番一号</p> <p>萩市大字江向五一〇</p> <p>下松市大手町三丁目三番三号</p> <p>光市中央六丁目一番一号</p> <p>長門市東深川一三三九の二</p> <p>周南市岐山通一丁目一</p> <p>山陽小野田市日の出二丁目一番一号</p>
--	--

- (二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（電話〇八二―二四五―八〇五五）にすること。
- (三) 設計製図の課題は、令和二年六月十日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaetc.or.jp/>）において公開する。

令和二年三月三日印刷

発行人所

山口県知事庁